

「看護の日」キャラクター「かんごちゃん」着ぐるみ貸出要項

(目的)

第1条 この要項は、「看護の日」キャラクター「かんごちゃん」が茨城県看護協会（以下「本会」という）をPRするキャラクターとして活動するにあたり、本会が所有する「かんごちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出す場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(貸出対象)

第2条 貸し出しの対象は、本会事業内容に沿った行事で公益的観点から適当と判断できる行事であること。

(使用の承諾)

第3条 着ぐるみの借受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、あらかじめ、「かんごちゃん」着ぐるみ借受申請書（別記様式第1号）に必要事項を記入の上、必要書類を添えて申請し、その承諾を得なければならない。

2 本会は、第1項の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承諾する。承諾する場合には、「かんごちゃん」着ぐるみ使用承諾書（別記様式第2号）によりを借受希望者に通知するものとする。

(1) 借受けを希望する行事が、前条に該当しないとき。

(2) 茨城県看護協会の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。

(3) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。

(4) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。

(5) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。

(6) 「かんごちゃん」のイメージを損なうおそれのあるとき。

(7) その他、本会が着ぐるみの使用について不適当であると認めるとき。

3 本会は、承諾に際し、条件を付することができます。

(貸出方法)

第4条 着ぐるみを借り受ける者（以下「借受者」という。）は、直接着ぐるみを借り受け、直接返却することを原則とし、その作業は借受者が行うものとする。

2 やむを得ず前項の作業を作業者等に依頼する場合、その経費は借受者の負担とする。

(貸出料)

第5条 貸出料は、無料とする。

(遵守事項)

第 6 条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾された行事のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみ返却時には、「かんごちゃん」着ぐるみ使用報告書（別記様式第 3 号）を提出すること。
- (4) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (5) 着ぐるみの使用について、別紙の注意事項を遵守して取り扱うこと。
- (6) 第 3 条第 3 項に基づく条件が付された場合、これに従って使用すること。

(承諾の取消し)

第 7 条 借受者が、前条に定める事項を遵守しなかったときは、その承諾を取り消すとともに、以後の使用は承諾しない。この場合、借受者に損害が生じても、本会はその責めを負わない。

(原状回復)

第 8 条 借受期間中に、着ぐるみを汚損した場合、借受者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならぬ。

(本会の責任)

第 9 条 着ぐるみの使用により、借受者が被った被害に対しては、本会は一切その責めを負わない。

(補則)

第 10 条 この要項に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いに係る必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。